

日本コアコンディショニング協会 認定トレーナー規約

第1条（種別）

日本コアコンディショニング協会の認定するトレーナーを以下に定める。

（1）アドバンストトレーナー（ADV）

さまざまなバリエーションのコアリラクゼーションメソッドやコアスタビライゼーションメソッドを用い、クライアントのアライメントを整えることができる。そしてフィットネスクラブのパーソナルトレーニング、治療院の施術やスポーツトレーナーとして競技選手や一般の方に成果のあがるコンディショニング指導をすることができる。

（2）マスタートレーナー（MT）

コアコンディショニングスキルを使いこなしコアコーディネーションまで指導し、クライアントの身体をトータルサポートすることができる。また、コアコンディショニング指導者の範となるべく、本協会活動に賛同し、本協会事業を現場実践にて支援する。

第2条（マスター資格取得）

認定資格の取得条件を以下に定める。

（1）認定アドバンストトレーナー

- ① 本協会会員であり、BIR 修了者であること。
- ② ADV セミナー（12h）を受講後、ADV 認定試験を受験し学科実技ともに合格すること。

（2）認定マスタートレーナー

- ① 本協会会員であり、ADV 認定取得者であること。
- ② 必須ワークショップを受講した後にマスタートレーナー講習会（12時間 2日間）を修了し、マスタートレーナー認定試験に合格した者。

第3条（アドバンストトレーナー権利）

アドバンストトレーナーはアドバンスト講師養成セミナーを受講する権利を有する。このセミナー受講により別紙＜講習会開催に関する規約＞に順じ BIR セミナーのみ自主開催ができる。

第4条（マスタートレーナー権利）

第1項 別紙＜講習会開催に関する規約＞に順じ、講習会の開催権利を有する。

第2項 別紙＜ワークショップの提案規約＞に順じ、新ワークショップの提案、実施の権利を有する。

第3項 本協会シンポジウムに、無料招待（親睦パーティは実費）する、ただし積極的に講

演者として研究事例の発表に努めること。

第4項 雑誌・書籍・放送・放映等の取材優先依頼をする。

第5項 マスター講師養成セミナーを受講する権利を有する。このセミナーを受講することで、BIR、ADVともに自主開催することができる。

第5条（更新）

マスタートレーナーに限り更新条件を以下のように定める。

第1項 本協会の最上級の資格保持者として、現場実践に励み鍛錬研鑽すること。

第2項 本協会主催ワークショップに年2回以上参加する、もしくは自主開催の資格認定講習会およびワークショップを年2回以上実施すること。

第3項 以上の条件を充たした後、年1回開催の「マスター認定・更新セミナー」を無料受講すること。また、第2項を満たせない場合には、救済措置として「マスター認定・更新セミナー」を実費（再受講価格 31,500 円）受講することで更新を許可する。

改正 平成19年4月1日

改正 平成20年4月1日